

申請書類一覧

	新規申請	更新申請	県外転入	変更等						受給期間 等証明	受給権 消滅届	再交付 申請
				疾病の 追加・変更	重症認定の変更 (重症患者・ 高額かつ長期・ 人工呼吸器)	氏名変更	住所変更	保険変更 ・世帯員 の増減	世帯内按分			
支給認定申請書	○	●	○	○								
更新申請書		●										
変更届 兼 申請書						○	○	○	○			
医療意見書	○	○	△ 注 1	○								
住民票	△ 注 2	△ 注 2	△ 注 2				●	△ 注 4				
保険情報の確認できる書類等	○ 注 3	○ 注 3	○ 注 3					○ 注 3				
課税証明書等	△ 注 2	△ 注 2	△ 注 2					△ 注 4				
個人番号にかかる調書	○	△ 注 5	○					△ 注 5				
マイナンバーカード等	○ 注 6	△ 注 5	○ 注 6			●	●	△ 注 5				
重症患者認定申請書	△ 注 7	△ 注 7		△ 注 7	○ 注 7							
戸籍妙本						●						
運転免許証						●	●					
現在の受給者証（写し）		○	○	○	● 注 8							
現在の受給者証（原本）					● 注 8	○	○	△ 注 9	○		○	
受給期間等証明願										○		
受給権消滅届											○	
再交付申請書												○

●：いずれか1つを提出してください。

注1：前住所地で、国基準で認定された受給者証の有効期限がある場合は省略可能です。

注2：個人番号に係る調書を提出する場合は省略可能です。ただし、課税証明書については、市町村民税が未申告の場合は省略できません。

注3：(1)保険者から交付された「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」の写し、(2)マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印刷したもののうち、いずれか1つを提出してください。

注4：支給認定基準世帯員等に変更がない場合は、提出不要です。

支給認定基準世帯員等に変更がある場合は、個人番号に係る調書を提出すれば省略可能です。ただし、課税証明書については、市町村民税が未申告の場合は省略できません。

注5：申請者・受診者・支給認定基準世帯員について、過去提出済みの場合は不要です。

注6：番号確認及び本人確認ができる書類が必要です。

注7：重症認定区分の申請をする場合、「重症であることを証明する書類」と併せて提出が必要です。

「重症であることを証明する書類」については、重症患者認定申請書の「添付する証明書類例」を参照してください。

注8：「高額かつ長期」への変更は受給者証の原本、「重症患者」・「人工呼吸器等装着者」への変更は受給者証の写しが必要です。

注9：支給認定基準世帯員等に変更がなく、受給者証の記載事項に変更がない場合は省略可能です。

※「保険情報の確認できる書類等」・「課税証明書」・「個人番号に係る調書」については、加入する医療保険の種別により提出の対象となる方が異なります。

詳細は新規申請又は更新申請の各項目の案内を参照してください。

※受診者が国家公務員共済組合または地方公務員共済組合に加入しており、被保険者の方が非課税の場合は、地方税関係情報の取得に関する同意書が別途必要となります。